令和5年度第1回調布市地域福祉推進会議 議事録

令和5年5月24日(水)午後6時半から 調布市文化会館たづくり10階1001学習室

【出席者】

- 1 出席委員:16人 (web 出席を含む) (欠席4人)
- 2 事務局·関係部署出席:福祉健康部(福祉総務課,生活福祉課,高齢者支援室,

障害福祉課、健康推進課、子ども発達センター)

子ども生活部 (子ども政策課)

3 傍聴者:2人

【議事次第】

- 1 地域福祉計画策定関連スケジュールについて
- 2 「調布市地域福祉計画及び福祉のまちづくり計画」(現計画)の概要について
- 3 現計画策定後の地域福祉に関する主な国等の動向について
- 4 次期計画の基本理念(案)について
- 5 令和5年度地域福祉コーディネーター事業概要について
- 6 その他事務連絡

【配布資料】

資料 1・・・・地域福祉計画策定関連スケジュール

資料 2・・・< 現計画の概要 2018>

資料3・・・国の動向等

資料 4・・・次期計画の基本理念について

資料 5・・・・R5 地域福祉コーディネーター事業概要など(年度目標)

資料 6・・・・R5 地域福祉コーディネーター事業(具体的取組)

開会

○会長 皆さん、こんばんは。久方ぶりに、こちらの会場で参加される方が多い感じになって 少しずつ社会が動いてきている感じがしています。今年は、地域福祉計画を作るというとこ ろになりますので、今までの調査・その他の取組をもとにしながらも、いいものを作ってい きたいと思っています。今日は第 1 回ということになります。どうぞ宜しくお願いします。 それでは、先ず議事 1 今年度の地域福祉推進会議のスケジュールと内容について、事務局 から説明をお願いします。

議題 1 地域福祉計画策定関連スケジュールについて

○事務局(市) それでは、資料1を用いて事務局から説明をさせていただきます。先程、会長からご説明がありました通り、今年度は地域福祉計画の策定年度であるため、計画の内容の検討というのが、地域福祉推進会議の議題の中心となります。

資料1をご覧ください。今年度,推進会議は8回予定しております。先ず,今日がこちらの主な検討事項に書いております,地域福祉計画及び福祉のまちづくり推進計画の現計画の概要について。次に次期計画に関する主な国等の動向について。次期,福祉3計画の基本理

念(案)についてを本日の議題としております。6 月以降につきましては、次期地域福祉計画等の骨子(案)などの検討に入りまして、11 月頃に素案を策定します。12 月から 1 月にかけてパブリック・コメント手続きを経たうえで、3 月にはこちらの計画(案)を確定するというスケジュールになっております。

年に8回の会議ということで、回数も多く、ご負担をおかけいたしますが、宜しくお願いいたします。資料1については、以上です。

- ○会長 何か確認したい点や質問がございますか。
- ○副会長 スケジュールは了解したんですが、関連してお聞きしたいのが、調布市社会福祉協議会の地域福祉活動計画はどういう策定スケジュールになっているのか、教えていただけますか。
- ○委員 地域福祉活動計画のスケジュールとしては、こちらの方も今年度の3月に策定完成というところを目指していまして、現在8つの福祉圏域ごとでの策定会議がおおよそ1回、もしくは2回進行していて、9月までに5~6回の会議を経て、圏域ごとの活動の計画を圏域ごとでまとめるのと、全域を対象にした委員さん達を集めまして、11月頃までに5~6回の会議を行います。9月に8つの福祉圏域であがってきた案を全域の方にも見ていただいて、それで11月頃に全域の策定委員会で検討をすり合わせまして、最終的に3月に完成するという予定をしております。私の方で福祉計画等の進捗も活動計画策定の方に情報共有しながら、連携・連動するような形で策定ができたらと考えております。
- ○委員 ありがとうございます。同時進行で計画を作っていくということですね。それなら良くてですね。途中でお互いに協力し合うというか、連動させた形で計画を策定していただきたいと思います。どちらかが先、どちらかが後だったりすると、内容がもう決まったことを条件にして策定するということで、かなり限られてしまうので、そのあたりのところは良かったと思います。是非、情報共有を密にして両方ともいい計画にしていただきたいと思います。
- ○会長 ほかにございますか。それでは資料1についての説明は以上にしたいと思います。今 事務局から説明がありましたように、8回会議が開催されて地域福祉計画を作るという形に なりますので、宜しくお願いします。

2 つ目と 3 つ目の議事を一緒に進めたいと思います。現在の調布市地域福祉計画と調布市 福祉のまちづくり推進計画についての概要を説明していただくこと。次期計画に関する国の 動向。かなり色々出てきていますので、それを一括して事務局から説明をお願いいたします。

議題 2 「調布市地域福祉計画及び福祉のまちづくり計画」(現計画)の概要について 議題 3 現計画策定後の地域福祉に関する主な国等の動向について

○事務局(委託事業者) 皆さん。こんばんは。昨年度から引き続きまして、お世話になります。どうぞ宜しくお願いいたします。昨年度はアンケートのご討議ありがとうございました。 お陰様でまとめていただきまして、今後、計画の中でアンケートの結果を生かして参りたい と思いますので、また宜しくお願いいたします。それでは資料2と資料3をあわせてご説明させていただきます。

資料2 A3横の2枚綴りの資料をご覧ください。この資料2は今の計画。今年度までの計画の概要をまとめたものでございます。

先ず 1 ページが地域福祉計画の概要です。地域福祉計画を策定する背景といたしまして, 左側の上の方に幾つか主だったものをのせてございます。左上に「地域福祉の必要性」とい うものがタイトルとしてありまして、「地域の生活課題が複雑化・複合化している」。或いは 「制度の狭間となる問題」。「潜在的な生活困窮などの顕在化している」などの社会状況がご ざいます。これは今尚続いているというところでございます。そしてその一つ下,そういっ た状況の中で、地域の課題を解決するために地域福祉というものが大事になってくる、とい うことが国の方で言われていまして、社会が動いているということです。具体的に言います と、自助・互助・共助・公助、こういった取組が重層的に取り組まれる。いわば地域におけ る支え合いの仕組み、住民主体の取組というものが地域福祉を構成しているということです。 こういった世の中の流れに対して、調布市はこれまで平成5年に最初に地域福祉計画を作 りまして, そこから平成 13 年・18 年・24 年・29 年。4 回の計画を改定しながら, この地域 福祉を調布市独自で進めて来たという経緯がございます。そして今の計画がこの4番目の改 定のところとなっております。今の計画を簡単に示したものが、左下から右。それから2枚 目になります。先ず左下の計画期間ですが、平成30年度から令和5年度まででございまし た。ですので、今年度改定をして来年度からの計画を今、皆さんにご討議いただくという経 緯になってございます。この地域福祉計画は、保健、障害者、高齢者、健康、それから子ど も。こういった福祉分野の計画と整合を計っていくものでございます。右側に移ってくださ い。計画の主な内容になります。今申し上げた障害、高齢、地域福祉。同時に今年度改定を しておりますが、今の計画でもこの3計画の共通の将来像を作っております。それがここに 書かれています将来像の「みんなが自分らしく、安心して、つながりをもって、暮らし続け られるまち」。副題として「-支え合い・認め合い・共に暮らす-」です。こういった将来像 を設定して、今調布市は進めているということでございます。話が資料から離れますが、後 ほど、議題の4番目で基本理念をご検討いただく時間がございます。それはこの将来像、こ こにあたるものでございます。資料に戻ります。

将来像を構成する 4 つの理念を設定しております。「理念 1 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会」。「理念 2 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会」。「理念 3 住民全体で支え合う地域社会」。「理念 4 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制」。こういった 4 つの理念で 3 計画が進んでいるとなってございます。その下 3 番。福祉圏域です。今の計画を作る際に、圏域を再構築いたしまして、8 つの圏域で地域福祉を進めております。これが今の状況でございます。

続いて、2 ページ。上の方に先程の理念をもう少し具体化して、どういう取組をしていこうかというものを目標4つに設定して、今進めております。

目標1が人づくり、目標2がふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり、目標3がネットワーク、目標4が安全・安心な環境。そういった目標を立てて、その中に細かい事業等を位置付けまして、地域福祉全体を進めているとご理解ください。その中でも、特に重要な施策として今の計画は3つ掲げております。その3つがこの2ページに掲載しているものでございます。

重点施策1番が「地域におけるトータルケアの推進」。冒頭に申し上げました社会の中で複合的、或いは複雑な課題を抱えている人、制度の狭間に落ち込んでいる人、孤立している人などを支え、支援してつなげていく。こういった取組を重点のひとつとして「トータルケア」という名称で設定して進めております。具体的にどういう取組かと申しますと、(1)支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化、(2)保健・医療・福祉が連携したサービスの充実、(3)制度外のサービス・支援の充実、(4)生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進、(5)社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進。こういったことで、孤立している人、或いは制度の狭間にいる人などを支えていく取組を重点の1番としております。続いて右側のページの上。重点施策2「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」。住民主体で地域課題を解決していくということを二つ目の重点にしております。取組として4つ。(1)地域課題の解決力の強化、(2)住民主体の交流活動の場の拡充、(3)地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化(地域活動やボランティア活動の充実)、(4)誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり。こういったことに取り組み、地域課題を主体的に解決する体制を作っていこうというのが2番目の重点です。

その下3番が、地域が一体となった災害対策の推進です。4つあります。(1)防災意識の高揚、(2)地域防災力の向上、これは互助や共助活動の活性化です。(3)地域防災体制の構築、(4)避難行動要支援者への支援。こういった全体として3つの重点施策を掲げまして取り組んでいるというのが今の計画でございます。

そして、次の3ページ目。今度は地域福祉計画ではなく、もう一つの計画であります「調布市福祉のまちづくり推進計画」の概要を一枚におさめたものでございます。この福祉のまちづくり推進計画は、バリアフリーを中心とした計画内容とご理解ください。

同じような構成で、左側の上、策定時の社会的な背景を簡単に記しました。福祉のまちづくりに関することといたしましては、ノーマライゼーションの理念の浸透ですとか、或いはユニバーサルデザインの普及、そして「障害者差別解消法」の施行。そういったものが背景にございます。それを踏まえて調布市といたしましては、平成9年に調布市福祉のまちづくり条例を施行いたしまして、そこから平成21年、24年。そして30年に計画などを作ってきたという経緯がございます。今の計画は、先程の地域福祉と同じ30年度から今年度までの計画でございましたので、今回作っていくということになります。

右側、計画の主な内容です。計画の主な目標とあります。この計画の理念は先程の地域福祉とは少し変わりまして、「みんなが安心して生活できる こころにやさしい福祉のまちづくり」という基本理念に設定しました。そこから5つの施策を展開しています。1番が「こころを育てるまちづくり」。2番が「誰もが情報を受け取ることができるまちづくり」。3番が「誰もが移動、社会参加しやすいまちづくり」。4番が「住まい、施設等のまちづくり」。5番が「安全・安心に過ごせるまちづくり」です。先程の地域福祉の計画と少し重複する部分がございますが、こちらの方はハードを中心とした計画の内容となっています。簡単ですが、今の計画の主な内容をご説明いたしました。

続きまして資料3をご覧ください。タイトルは「地域福祉に関する主な国の動向等について」です。会長が仰られたように地域福祉に関しましては色々な国の動きがございますので、全部ではございませんが、抜粋したものを掲載したということでございます。

先ず、地域福祉計画全般にわたるものといたしましては、1番「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について」という厚生労働省の通知が平成30年度にございました。細かい内容は省略いたしますが、一番下に「この国の動きによって今回の地域福祉に

どういうことを考えるのか」ということを少しメモとして書きました。この厚労省の通知があったことによりまして、今回一番下に書いてありますのが、「社会福祉法人の地域における公益的取組。これと連動した形で地域福祉を進めていく必要がある」ということが書いてございます。

2ページ。2番「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参画・協働の推進に関する検討会」というものが国で令和元年度にございました。その中で下線を引いておりますが、検討会の最終取りまとめの中で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援。こういった3つの支援を一体的に行う新しい事業。これを作るべきだという提言が国からは出されました。そして、それ受けて、その下3番です。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布」。先程の提言を受けて、令和2年の社会福祉法の一部改正の中で新しい事業が創設されました。それが一番下に書いてございます「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」。こういったものが創設されたということでございます。

3ページ。4番になります。その翌年、令和3年度に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」ということで、地域福祉計画策定のガイドラインというものが国から改正の通知がございました。この中で取り込むべき事項ですとか、今回の追加された内容というものがこのガイドラインに示されておりまして、基本的に自治体が作る地域福祉計画は、こういったガイドラインに基づいて作っていくことになります。そして一番下に書かせていただきましたのが、多様な主体からの意見と地域特性を踏まえた施策や取組を制定していくということを書かせていただきました。やはりこれまでの調布市の取組というのがございますので、そういった取組をいかしながら、或いは調布市の課題を解決するための施策をこのガイドラインにそった上で作っていくというのがこの地域福祉計画になります。

4 ページになります。今までは全体の話になっておりましたが、少し個別的なテーマについても国で動きがございましたので、それをご紹介していくものが幾つかあります。4 ページ、5 番「孤独・孤立対策の重点計画」というものが令和3年に国で策定されました。昨今言われております「孤独・孤立」それから「人と人のつながり」。そういったものを国としても重点的に取り組んでいこうということです。そして、一番下に書きましたのが、今回の計画に盛り込むべきこととして、分野横断的な対応、それが可能・必要となる孤独・孤立対策。こういったものが必要だということでございます。

5ページにいっていただきまして、6番「生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理」ということを国で検討いたしました。これは令和4年になります。コロナのこともございまして、生活困窮というのが喫緊の課題であり、そういうことも踏まえて国で今後の考え方を整理したというものです。これはまだ論点整理なので、これを受けて国として法制度等の改正等があるという見通しですので、そういった改正の動きに注視して、国の制度に基づいた自治体の取組を検討していく必要が今後あろうということでございます。

6ページです。7番。ここまでは国の動きでしたけれども、ここでは東京都の直近の動きです。 令和3年度に東京都でも地域福祉支援計画というものの第2期を作って今進めているところで す。計画期間は3年から8年度ということで、まだ続いているんですが、今年度、中間の見直 しを予定しているということです。今後、調布市で作って行く際には東京都の計画の中間見直 しも注視しつつ検討していく必要があろうと思います。ここまでが地域福祉全体のお話でした。 7ページになります。成年後見制度に対する動きになります。調布市もこれまで成年後見の 計画は作っていらっしゃった。国の動き等々がございますので、今回の地域福祉の中で含めて 検討していこうという内容になります。7 ページの1番 国・東京都の成年後見に関する主な流れ。平成28年に法律ができて、そこから国が計画を立てて、東京都も事業を展開しているという、そういった流れを簡単に示してございます。

8ページは、その成年後見の法律です。この中で、市町村も成年後見の制度の利用促進に関する取組をするよう努める、という内容が記されました。

9ページ。3番の国の計画です。第2期成年後見制度利用促進基本計画が令和4年に改定されました。ここにつきましては、中ほどに下線で示しておりますが、市町村においては、市民後見人の支援などをしていること。或いは法人後見の担い手を育成すること。というようなことがここでは盛り込まれました。

10ページは、今の第2期計画の続きです。今申し上げた内容を含めて今回の地域福祉計画に必要な取組を定めていくことが必要になります。

最後、11ページから再犯防止推進計画の主な流れをまた国の動向を記しています。再犯防止計画は、昨年度、調布市で単独の計画を作りました。ですので、調布市はそれに基づいて進めているということですが、地域福祉計画にも関わる内容でございますので、関連としてここでおさえておくことにしました。11ページの1番として、国・東京都の再犯防止に関する流れがございます。平成28年に法律ができて以降、国・或いは東京都で計画を作っているということです。それから12ページが再犯防止に関する法律。13ページが国の第2次再犯防止推進計画、令和5年に作ったものでございます。そして最後の14ページは、東京都でも令和元年に策定してございます。こういった動きで調布市も再犯防止の計画を作って進めていますので、地域福祉としても関連するところは念頭におきながら調整していくということが必要だと思います。以上、現行計画から国等の主な動向のご説明を終わります。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。中身からすると相当な中身なんですが、現行計画が我々が今 作ろうとしている地域福祉計画、それから福祉のまちづくり計画というのが、どういう構造で どういうことを目標にどんな計画を作っているのかという概要が説明されました。これから作っていく上で、それが何処までできて、どうだということ、新しくどういうことを考えていか なければならないのか、ということを考えるための前提としてお話をいただきました。

もうひとつは、国と都が前の計画から今日まで、いろんな施策を出してきています。特に最近は非常に大きな変化が出てきているように思いますけれども、それの概要が説明されました。計画を作る上では、それらを踏まえることが必要ではないかと説明をいただきました。確認したいことや質問がありましたらお願いします。

これからの議論の中でそれを踏まえることになりますが、説明を聞いたということで次に移って宜しいでしょうか。それでは議事の4つ目、次期福祉3計画の基本原案について事務局から説明をお願いいたします。

議題 4 次期計画基本理念(案)について

○事務局(委託事業者) 資料 4 を用いて次期福祉 3 計画の基本理念についてご説明いたします。 先ず,調布市では,「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」 を福祉 3 計画と呼び, それらの計画策定時期を合わせることで整合性を図り,計画の連携により調布市における福祉の総合的な推進を図ることとしています。そのため福祉 3 計画においては,この資料 4 に記載した共通理念を定め,その共通理念のもと,次期各計画の構成を踏まえ て、適宜個別の理念や基本的な方向性、目標などを別途定める方式で計画を策定しています。 そこで本日は、次期各計画のもととなる次期福祉3計画の共通理念について委員の皆様にご説明、ご検討いただきたいと思います。

資料の説明に入ります。先程も現計画の基本理念について少し触れさせていただきましたが、 資料の上半分が、現行福祉3計画の共通理念となっております。構成としては、「みんなが自分 らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち 支え合え、認め合い共に暮らすとい う将来像に4つの理念がぶら下がっている形になります。この4つは厚生労働省が掲げる「地 域共生社会」の実現に向けての4つの改革の骨格を踏まえて、理念1から理念4まで、それ ぞれ異なるテーマを掲げています。

理念1は、個人の暮らしと生きがいに関すること。

理念2は、その個人を取り巻く社会の支え合いや地域社会とのつながりに関すること。

理念3は、住民主体の取組や住民同士の支え合いに関すること。

理念 4 は、包括的な支援に関することです。

現行計画をもとに調布市内の関係各課で構成する連絡会を開催し、資料の下半分に記載されている次期福祉3計画の基本計画の素案を策定しました。

先ず将来像として、「みんなで支え合う 誰一人取り残されない ともに生きるまち」を掲げました。これについて調布市では令和5年度から新しい総合計画がスタートし、その基本構想に掲げた目標のひとつのうち、福祉に関する分野別将来像として、この「みんなで支え合う 誰一人取り残されない ともに生きるまち」を掲げております。基本計画においては、この目標を達成するための福祉の各施策を推進することとしております。先程、資料2にも少し載せておりましたが、基本構想や基本計画からなる総合計画というのが全ての計画の上位計画となるため、その内容は全ての計画に通じるものとなります。現行の福祉3計画の策定時期は従前のこれらの計画の策定時期より前に策定したため、独自に将来像を考えておりましたが、今回は既に総合計画を策定し、今年度からスタートしていることから、同じ目標を将来像として掲げました。

次に、理念 1 から 4 の説明に入ります。こちらについては、先程、説明した地域共生社会実現に向けた取組の骨子や理念 1 から 4 の現計画の考え方を残しつつ、現地域福祉計画から次期地域福祉計画までの 6 年間の国や都の動向、市の施策などを踏まえて修正したものです。修正にあたっては、取り入れたいキーワードを中心に文章を構成しました。理念 1 から順に説明いたします。

理念1は、「個人の暮らし・生きがいに関すること」をテーマにしています。「安心」「いきいき」「自分らしく」といった言葉をその説明文の中で掲げていますが、具体的には、誰もが「安心して」暮らすことのできる地域社会や、高齢者をはじめとしたあらゆる人が「いきいき」と暮らすことのできる地域社会、障害者や高齢者が自己決定の下、その人らしい自立した生活を送ることのできる地域社会などを目指すというものです。そのために、必要なサービスなどが行き届く体制づくりや社会参加を促す取組を進めていくこととしています。

理念 2 は、「社会全体の支え合いや社会とのつながりに関すること」をテーマにしています。個人として自分らしく暮らし続けられるのみならず、その個人を取り巻く社会全体の中で、一人ひとりの個性などの多様性を認め合い、互いを尊重し合いながら、ともに生きる地域社会を目指すものです。また、「地域共生社会」「共生社会」の「共生」の考え方を「ともに生きる」という言葉に置き換えて表現しています。これは将来像とも整合性を図っています。また、こう

した地域社会に向けて、「誰一人社会から孤立することのない」という言葉で、地域福祉の分野で重要なテーマとなっている「社会的孤立」への取組についても表現しています。

理念3は、「住民主体の取組や住民同士の支え合いに関すること」をテーマにしています。これは、これまで国が地域共生社会の充実の中で取り組んでいるテーマの一つであり、現行の地域福祉計画の重点施策の一つである「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」にも関連するテーマです。地域福祉の観点からは、一人ひとりが世代や属性を超えてつながり、地域の生活課題に対し、互助、共助の担い手として主体的に活動することで、支え合いの地域社会を目指すものです。そのために、地域の多様な主体と行政が連携・協働しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めることとしています。

最後に理念 4 は、「包括的な支援に関すること」をテーマにしています。これは、理念 1 から 3 までの実現のため、分野を超えて連携し、包括的な支援体制の充実を目指すものです。こうした考え方は現行の福祉 3 計画でも掲げて参りましたが、次期計画では今年度から実施する重層的支援体制整備事業の取組を踏まえて、「重層的な支援体制の充実」を目指すことを掲げています。そのために、多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流などの取組を進めることとしています。

理念1から4と将来像の説明は以上となりますが、最後に、この基本理念につきましては、本日の地域福祉推進会議だけではなく、高齢者総合計画の策定について検討を行っている高齢者推進協議会と、障害者総合計画の策定を行っている障害者総合計画策定委員会でも同じく検討を行っていただいています。これらの会議の意見を踏まえて確定していく予定です。事務局からは以上です。

- ○会長 ありがとうございました。議事の福祉3計画。私達が作ろうとしております地域福祉計画だけではなくて、調布市障害者総合計画、調布市高齢者総合計画。この3つに共通する理念として「みんなで支え合う 誰一人取り残されない ともに生きるまち」。これが示されてその理念が4つ今説明がありましたが、これは繰り返し議論していく事になると思いますけれども、基本的な共通理念として、こういうことを念頭に置きながらやっていこうということです。皆様から確認したいこととか、或いは感想でも宜しいので、ご意見を少しいただければと思います。
- ○委員 教えていただきたいんですけれども、先ず一点は、現行の理念1のところで、「社会参加を促す取組を進めます」となっておりましたが、今回の改定版では、「環境づくりを進めます」ということなんですが、その「環境づくり」というのが、私はイメージがわかないので、どんな風に考えればいいかということと。それから変更した意図といいますか、そんなところを教えていただけたらと思います。もう一点は、新しい方の理念3の「地域住民や地域組織などの多様な主体と行政が連携しながら」ということなんですが、ここでいう多様な主体というのが、ちょっとイメージがわかなくて、どんな捉え方すれば宜しいかということを教えていただけたら有り難いです。
- ○事務局(市) ご指摘ありがとうございます。一点目の現行の「社会参加を促す取組を進めます」の文言を今回、「環境づくりを進める」という文言にしているところですが、単に社会参加ができるように行政などから働きかけるだけではなくて、地域全体の中で、主体的に社会に参加していこうという意識の醸成を図ることも含めて「環境づくり」としています。二点目の多様な主体というところは、様々な対象ということになりますが、地域の中では自治会とか、地

区協議会とかがありますが、ボランティア団体であったりとか、子ども食堂みたいな、そういった取組を進めている団体であったりとか、また、最近地域福祉コーディネーターが支援して、この推進会議でも報告いたしました、仙川のPOSTOのような居場所の取組とか。そうした様々なものを総称して「多様な主体」という表現にしております。

- ○会長 ありがとうございました。ほかにご質問はありませんか。はいどうぞ。
- ○委員 感想です。この説明の中で、互助・共助の役割の説明をされていまして、これは一時期、ソーシャルキャピタルといって社会資本の充実ということを言われたことがあるんですけれども、経済的なことというより、地域の我々がどう支えるというか、互助・共助の基盤というものを充実させていく中身をどう作るかということが非常に大事なので、コーディネーターの皆さんもそういう観点で頑張っておられると思いますが、実際にどう中身を作りこんでいくかということが非常に重要になるなということと。あと福祉3計画の外に子育てがありますよね。これは勿論、厚労省と文科省という上の役所のラインとの関係もありますし、法律の体系も違う部分がありますので。勿論一緒になる部分もありますけど。今申し上げた互助・共助のシステムを考えるときに、子育てとか、そういうところとの接点を考えて、今は人生100年時代になっていますので、結構、時間的に余裕のあるシニアの方もたくさんおられるので、そういう人達が担い手になってもらう仕組みをどう考えていくのか。これを考えるのもこれからの地域福祉計画に大切になるのかなと思います。
- ○会長 ありがとうございました。だんだん大事な議論になってきていると思うんですが、さっき地域の問題を解決するのに自助・互助・共助・公助という風に言われましたが、互助・共助のところを一番大きくしていかなければいけないんじゃないか、中身を作っていかなければいけないのではないか、というご指摘と、子育ても、子どもの問題がちょっと別になっているんだけど、やっぱりそのことも視野に入れながら作っていく必要があるのではないかというお話でした。実際の地域の取組はそうですよね。そうなっていると思います。ありがとうございました。ほかに如何でしょうか。
- ○委員 宜しいでしょうか。ご説明ありがとうございました。一点、理念1のところで「自立して暮らし続ける」というフレーズがあるかと思います。該当するもの、現行のものを見ると、「必要な支援を受けながら自立して暮らしていける」。この「必要な支援を受けながら」というところが削除されていると思うんですね。私自身はこの自立という言葉は非常に多義的であって、一般的には周りに依存しないで、自立をしてというような意味合いで用いられることが多いように思っています。一方で、自立というのが誰にも依存しないのではなくて、幾つか依存する先があって、そこから自らが選びとることができることという議論もあるかと思います。そういったことを考えると、誤解のないような表現にした方がいいのではないかと思っています。そういった意味では、ここがただ「自立して暮らし続ける」というと、経済的、或いは身体的に誰にも頼らないで自分だけで生活を完結できるといったような、誤ったメッセージにならないかということがちょっと気になりました。キャッチフレーズの「みんなで支え合う」のとその辺りに齟齬がないようにしないといけないかなと思っています。事務局のご説明の中では、「生きがいをもって」というような表現もされていましたけれども、それに差し替えることも含めてご検討いただけるといいかなと思いました。

- ○会長 ありがとうございました。大事な指摘だと思います。自立という概念を支援を受けないとかそういう概念ではなくて、これからのことを考えると、いろいろな場面で必要な支援を受けながらも、どう地域の中で自立生活ができるかということが大事なので、そういう意味では「必要な支援を受けながら」という前提が付くんじゃないかというお話がありました。そういうことも含めて、皆様方の気持ちも恐らくそうなっているのではないかと思いますが、当然、今後検討する時に一つの検討材料にしていきたいと思います。ほかに如何でしょうか。
- ○副会長 それではちょっとコメントをさせていただきたいと思います。社会福祉の世界では「自助的自立」と「依存的自立」という風に言われていて、要するにサービスを受けながらでも自己決定、自己実現ということができれば、それは自立と考えるんだという、これは古くは自立生活運動というインディペンデントリビングムーブメントという、アメリカが主流ですけれども、世界的に起ったときに言われたことです。こちらは依存的自立が含まれているんですけど、そこまでまだ日本では成熟化していない。高齢者の介護保険では両方が交錯しています。なので、やっぱり先生が仰ったような、まだ「必要な支援を受けながら」という言葉を前提として入れておいた方が無難かなという風に思います。つまり、自助的自立ということで、要するに「助けを受けない生き方をしてください」みたいなメッセージに受け取られると困るので、変えた方がいいかなと思っています。

それとも連動するんですが、基本的な理念のところで「みんなで支え合う」はいいんですが、「誰一人取り残されない ともに生きるまち」。気持ちはわかるんですけど、これを言うと、では今の高齢者や障害者は取り残されてるのかと、何から取り残されているのか。要するに、経済成長のところで取りこぼされた人たちね、みたいな、そんなことにも受け取られかねないので、「取り残されない」というのは、私には少し引っかかります。今の支援を受けている人達は取り残されているのか、地域の中で。だから取り残されないようにするのか。ちょっと失礼な感じもするので、ここは気になりました。

それから理念3で、世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う社会。とてもいいんですが、さっき出てきましたけど。子ども子育て支援計画がないということは、もうその時点で世代が属性を超えてつながっていないということになる。「子ども」はつながっていないということを自ら証明しているようなもので。なので、これは「子ども」をどういった形でここに入れるかというのは、ちょっと難しいとは思うんです。極めて簡単に言うと、厚生労働省の縦割り行政がそのまま移ってきていて、これは社会援護局の計画だということになって、子ども家庭局の計画は別ですねということ。今度新しく省庁で出ていってしまいますけど。そういうことを示しているので、基礎自治体はそういうところからは離れて、やっぱり子どもをちゃんと入れて考えていくということをするべきではないかなと思っています。

それから進め方なんですが、障害と高齢と子どもと、今どういう理念で計画を立てているのかということを一回きちっと示していただいて、これが要するに中二階と言いますけど、一段上の計画ならば、それらから逸脱しないようにしないといけないですよね。今日はそういう資料は出ていないので、子どもはこういう理念でやっている、障害はこういう理念でやっている、高齢はこういう理念でやっているというのを並べていただいて、その上でそれらを包括する、文字通り、包括するような理念としてこういう理念でいきましょう、それが仮に今日は案としては「みんなで支え合う 誰一人取り残されない ともに生きるまち」。本当にそれで大丈夫な

のかどうか。やり方としてはそういう風な形で、ほかの計画の理念もたたいて、その上で検討 するとしていただいた方がいいと思います。長くなりましたけれども、以上です。

○会長 ありがとうございました。「誰一人取り残されない」と「取り残さない」というのでは、普通はそういう風に表現しているのか。「れ」が入るか入らないかでも随分違ってきますので、そこは検討していただく。それから子どもも含めて、さっきからいろいろ出ていますが、地域を考えていかなくてはいけないと思います。別々に計画が作られるとしても、我々としてもどういう内容になっているのか、どういう連携でやっていくのかということを考えていく必要があるのではないかということ。そういうご意見、貴重なご意見をいただきました。それ以外にご発言がございましたら、どうぞお願いします。宜しいでしょうか。これをもとにしながら段々議論を深めていくことになります。関係の資料も出していただくということでそれもお願いします。それでは、議事の5つ目。地域福祉コーディネーター事業概要についての説明をお願いします。

議題 5 令和 5 年度地域福祉コーディネーター事業概要について

○委員 地域福祉コーディネーターからご説明をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、地域福祉コーディネーター事業及び社会福祉協議会に対しまして日頃からご理解とご協力、応援等いただきまして誠にありがとうございます。地域福祉コーディネーターについては、モデル配置のときから10年が経過しまして、令和5年度は11年目となっております。今までの経験であったり、協力していただいた地域住民の方、もしくは行政その他関係機関、企業、地域の商店さん。そういったところと地域づくりや相談を受けるというところを進めてまいりまして、そういった方々の信頼と信用というところと、今後におかれましては重層的支援体制整備事業の本格実施であったり、今後出てくるであろう困りごとを抱えた方々への支援等を、時代に合わせながら、過去の経験とこれから見ていくべき視点というところにしっかり目を向けながら、事業を進めて参りたいと思いますので、引き続き皆様にはご協力の方いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。私からは資料5と資料6をもとに説明をさせていただきます。時間の関係で、10分弱の時間をいただいておりますので、ちょっと駆け足で飛ばしながら説明となりますので、ご理解いただけたらと思います。

資料 5, 令和 5 年度地域福祉コーディネーター事業の概要と資料のポイントを説明させていただきます。前年も皆様から評価というところで目標を設定し、その成果を1月末時点でまとめたものを3月の推進会議でご説明させていただいて評価していただくというところで、大きくその形での目標設定は大きく変わりはございません。その中で改めて説明させていただくんですが、内容については大きな項目では3つ。そのうちのひとつからちょっと二つに分かれて4つあります。

先ず一つ目が相談支援。これが概要の1ページ目。3ページ目に2参加支援。そして5ページ目から3地域づくりに向けた支援,という形で相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援というところで、先程資料3の2ページの「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進」のところでもこの3つの「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」というところが掲げられておりますが、そこに合わせた目標設定というところでまとめております。相談支援に関しては、◆が二つありまして、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組。そして2ページ目の方に多機関協働・包括的な相談支援の取組というところで、大きく分けて

この4点でこの目標を設定しております。この目標設定に関しても重層的支援体制整備事業というところの事業の目的であったり、それの目指すべきものというところをしっかり組み込みながら目標設定をしております。先ずは相談支援のアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組については、資料5の1ページ目、2の具体的な取組内容。(1)地域住民の相談を包括的に受けとめる場の整備と次のページの(2)地域住民の相談を包括的に受けとめる場の周知というところで、この2点に関しては、地域福祉コーディネーターの特長である「アウトリーチ」。訪問を通して地域の課題の受けとめを我々だけでするのではなく、地域の方や地域で活動されている方々が受けとめていただいて、それを支援機関につなげるという場所を増やしていこうというところでそういった場の整備や、その場の構築を働きかけていくというところ。私共の相談を受けているこの地域福祉コーディネーターの役割や存在を先ずは周知をしていくところを目標に設定している項目です。

3 ページ目です。地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握。こちらに関しては、多機関協働の観点であったり、包括的支援体制の整備というところで、専門職同士の連携を強化するところで、圏域ごとでの専門職のネットワークの会議。また、相談支援機関と地域福祉コーディネーターの1対1での情報交換というところで、圏域ごとでの連携と圏域を超えた部署ごとでの連携を強めていくというところで、今年度も会議を設定し、情報交換や機関の連携の強化を一緒に考えていくことにつなげていく取組をしていきたいと思っています。続きまして参加支援については、少し省略しますが、項目でいうと、3ページ目の一番下、(1) 個別性の高い支援ニーズに対する取組というところでは、地域福祉コーディネーターが対応する複合課題という風に表現しています。継続的に支援が必要な方であらゆる背景だったり、課題が重なっている方に対しての相談を我々伴走して支援しているのですが、本人および世帯への対応の件数とそのケースに対する地域住民の方や専門機関との連携という数を数字としてあげまして、我々はそれぞれの対応の中でそれぞれに働きかけをして、本人の課題解決と地域の受け皿の強化という両方に向けていくところを、こういった件数で数値として目標と掲げております。

4ページ目の(2)狭間のニーズに対する受け皿の拡充に向けた取組に関しては、社会福祉法人や企業等、もしくは既存の社会資源、地域で既に活動している団体の方へ働きかけを行って、重層的支援体制整備事業では参加支援の部分で新たな支援メニューを構築するなど、現在の制度や現在の資源では解決ができていない部分に関して、よりその裾野を広げてあらゆる多様な方へ支援ができるようなところを、既存の団体・法人や社会資源と一緒に考えていくというところを目指しているため、こういった項目で目標を立てております。

5ページ目。地域づくりに向けた支援としては、(1) 地域づくりにむけた支援、(2) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、(3) 地域住民等に対する研修の実施。(4) 大学との連携による地域福祉推進の担い手づくりと実施というところで、地域住民の個人であったり、自治会等の地縁組織、あとは、居場所等を作っている活動団体、また、地区の中での地区協議会だったり関係機関。既に地域の中で活動をされている方々への働きかけとその方々との協働を通して居場所を作ったり、社会参加につながるような受け皿を作ったり。あとはこちらから地域住民の方々に働きかけをするための講座、もしくはルーテル学院大学の地域福祉ファシリテーター養成講座の講座を通して、出会った地域住民の方々と共に調布において地域づくりで何が今必要でどういうことを働きかければ、より調布の中で活動や取組が増えて、調布の地域福祉が充実していくかというところを、あらゆる機関やあらゆる担い手の方々と一緒に考えて、このような目標設定をしております。概要については、以上です。

資料 5 に関しては、その中で我々の方で今年度しっかり取り組みたい事柄を相談支援と地域 支援というカテゴリでまとめさせていただきました。こちらに関しては個別支援の対応。もし くはⅡの1の地域住民との協働というところに関して, この 10 年間, 地域福祉コーディネータ 一の事業において個別支援と地域支援という形で両輪を並行して対応しながら、個別のニーズ を受けて課題解決を向けながら、必要に応じては地域づくりの方にその課題のニーズをあげ、 インフォーマルな資源を作り、逆にそのインフォーマルな資源で見つかった個別課題を地域住 民の方からこちらの方につないでいただいて、支援につなげていくという両輪というところは 変わらず、今年度も実施していくことを通して、その他、重層的支援体制整備事業の本格実施 初年度に対する検討であったり、福祉圏域別の専門職等ネットワーク会議や支援機関との情報 交換を通して、より連携の強固な取組を目指して実施をしていくところを目標、具体的取組と して掲げております。続けて、地域支援に関しては、より具体的に書いてあるんですが、先程 も出ました第6次調布市地域福祉活動計画の策定の年度でございます。こちらに関しては8つ の福祉圏域での策定会議で、より地域の中で、地域住民の方が主体となって、想いや言葉を紡 いで、地域の中でどんな活動が必要かを職員と一緒に考えながら、言葉を紡いでいきたいなと いうところで、8 つの圏域で分かれて活動計画を考えていく。また全域の視点で活動して入る 方々も、8 つの地域という範囲で活動していない方々も調布にはたくさんおりまして、そうい った方々の想いもしっかり調布の中での地域福祉活動計画にのせたいという想いもあります。 その二点に分けながら、この8つの福祉圏域の会議と全域の策定委員会または福祉3計画の策 定の方もしっかりリンクをさせていきながら進めていくことによって、第6次活動計画の6年 間がよりこの計画が使える物になるようにしっかり考えて進めていくことを今年度一番大きな 目標として掲げております。

また、3 ひきこもりプロジェクト、4 地域福祉ファシリテーター養成講座、5 地域づくり事業に関しても、地域福祉コーディネーターだけが考えて進めていくというものではなく、中にはひきこもりの当事者の方と一緒に作りあげていくものであったり、ファシリテーター養成講座で、地域福祉推進というところに関心のある方々と地域福祉の今後を一緒に考えつつ、あとは地域福祉ファシリテーターというもの自体がどんな役割で調布で活躍するといいか、というところも考えていく1年にしていきたいと考えております。あと、企業との連携という部分もだいぶ進んできております。子ども子育て世帯が地域の中で安心して、また余裕をもって子育てをしていくことがそれぞれ子どもにとって良いことであろうというところを企業の方に働きかけをしまして、企業の強みを合わせて子ども向けのワークショップを行い、子どもと親の貴重な地域での体験になったり、企業としても、ただ店舗に立ってお客さんに対応する以外で、こういったところで生の地域の声を拾っていくことによって、さらなる企業の社会貢献というものが何なのか、もしくはこういった取組を通してほかの企業へ、地域に出て行くきっかけになるヒントやモデルとして進めていくところも今年度進めていきたいと考えて、具体的な取組に載せさせていただきました。以上、地域福祉コーディネーターからの今年度の取組と概要についてご説明させていただきました。

- ○会長 ありがとうございました。何かご質問,ご意見はございますでしょうか。
- ○委員 毎年お話を聞いていて、本当にこんな幅広い、いろんな事業をやっておられることに本 当に感謝しております。今年の計画の中で教えていただきたいのが、調布市で進めてきた空き 家対策事業がだいぶ進んできているように聞いております。例えば具体的化しているのが「飛

田給ベース」というのがあるんですが、端的にいうと、居場所づくりとか、地域での活動拠点づくりにつながっているわけですけれども、空き家対策事業との関わりというのは何か構想の中にあるのかというのが一つ。もう一つは、「ここあ」みたいな、いわゆるひきこもりみたいな。そんなところとの連携はどんな形で予定されているのか教えていただけたらお願いします。

- ○委員 一点目の空き家対策の方との連携に関しましては、住宅課で進めているものに対して、 我々としても福祉的な観点を空き家対策の中で入れていくというところで関わりをずっとして きております。今年度に関しても住宅課が進める空き家対策で「飛田給ベース」の今後の運用 の部分であったり、今後新たな空き家をどう活用していくかというところに関しても、引き続 き、対策委員会の委員として参加させていただきながら、福祉の観点でどういう風な所が空き 家対策に効果的に入っていけるかも検討を進めながら、かつ、地域で生まれた何か資源に対し ても、我々の方は関わりを持って行くというところと、地域福祉コーディネーターとしてどう いう関わりが必要なのかというところも検討しながら関わっていきたいと考えております。引 き続き,我々の範囲で関わらせていただけたらなと考えています。「ここあ」に関しては,個別 の相談の中で、やはり、子ども・若者相談というところは、先ずは家から出られない状態の方 もいれば、家からは1歩ようやく出てきて、ただ次の2歩目がなかなか勇気が振り絞れないケ ース。または2歩,3歩進んでいて,既に何かしらにはつながったんですが,伴走的に見守りが 必要であったり、何か突発的に課題が再発したりというケースを、子ども・若者総合支援事業 の「ここあ」の職員が対応しています。そういったところでは、地域の中でのつながりや見守 りというところ、もしくは地域の資源というところを我々の方で「ここあ」の職員と一緒にフ ォローしながら,必要に応じて地域で生活しているところで,その方が何か支えが必要な場合, 地域福祉コーディネーターの役目として支えるというところで個別の支援での関わり。あとは、 地域の社会資源の情報を「ここあ」の職員に伝えてそこにつなげていくことであったり、場合 によっては今ない資源を地域の方に働きかけて作り出すというためには、「ここあ」の相談とい うニーズをしっかり我々の方で捉えながら地域に働きかけて、地域の活動が生まれていくこと に広げていくというところで、「ここあ」の職員と常に連携をして情報共有をしながら、個別の 対応と地域づくりに向けた取組につなげる連携をしていると思います。
- ○委員 ありがとうございます。
- ○委員 空き家のことなんですけど。私は空き家の委員をしているので。飛田給ベースの利活用 のことも、勿論、協力し合ってということなんですけど、空き家の予防、空き家にさせない、 そのための予防。高齢者だけが一人で住んでいる。そういう情報をコーディネーターの方から いただくような連携をしたいと思います。
- ○委員 社会福祉事業団です。今年度の計画を読ませていただいて、多機関の協働とか包括な相談支援の取組を行うという中で、恐らく社協が事務局になっていらっしゃる地域公益活動の連絡会もあると思います。そこで相談の窓口を作って、相談がきた時にコーディネーターにつなぐみたいなことはやっているんですけれども、実はそんなに広がっていなくて、例えば事業団だと、事業団のホームのところに旗を立てているだけです。私はちょっとそれをやっている本部の事務局長の方に「もうちょっと、アウトリーチじゃないけど、出て行くとか。より地域のところに一緒に入っていくみたいなことをしないと、なかなか待っているだけだと広がらない

んじゃないか」みたいなことは意見として出したりしているんですけれども。そうした地域公益活動の連絡会に入っている団体は、たぶん子育て、保育園とか高齢者施設とか、私達みたいな障害者施設とか、様々な分野の人達がいて、その専門のところの支援は長けているんだけれども、その地域にあるほかの課題は実は見えていなかったりします。そういうことで、地域公益活動のところにもう少しコーディネーターさんと一緒に入れるとか、そこに連絡会の人を誰か呼び込むとか、そういう風にすると私達自身も公益活動のやり方に今後広がりが必要だと思っています。調布は連携がとれている市だと思いますので、活用していただけたらありがたいなと思っております。

○委員 社会福祉法人地域公益活動連絡会に関しましても「何でも相談窓口」というものを昨年度から社会福祉法人公益活動連絡会の監事の法人のみで先行して開始をしまして、今年度2年度目なんですが、確かまだ1件とか、それぐらいの相談がこちらの方につながりとしては入ってきております。今後は恐らく社会福祉法人ももっとたくさんありまして、監事だけではなくて、そこを広げていくというところではあるんですが、当初の検討でいうと先ずは監事の方で実際に実施してみて、その中でどういう課題があったり、どういうものに相談窓口がなっていくといいか、というところを検討していくというところで、ようやく1件ケースが入ったという現状です。その中では増やしていくところであったり、受け方だったりというところをやはり検討していく。地域福祉コーディネーターも監事会にオブザーバーとして参加させていただいて、必要に応じてその相談窓口の所にご意見させていただくんですが、委員のご意見をもとに我々もしっかり連絡会でどういう窓口がいいかとか、もしくは我々がどういう役目で窓口に立つことによって良いものになるかというところは我々からも意見をあげていきたいなと思います。

また引き続きご意見をいただきながら、「何でも相談窓口」に対して、地域福祉コーディネーターの期待としては各機関が何か自分の分野を超えた悩みを抱えた方と会った時に、ただそこで「私達分野ではないので、わかりません」というところではなくて、「こういう相談を受けてくれる場所があるよ」と、相談を我々につないでいただいて、さらに我々が必要な機関につないでいくというきっかけになるだけで。それぞれ社会福祉法人が負担を和らげて、今の業務をさらに圧迫するような形の窓口にはならないためにはどういう仕組みにしたらいいかも慎重に検討していきたいと思いますので、そういった点で貴重なご意見をどうもありがとうございます。

○委員 昨年度の事業報告を見させていただいて、10 年経って随分活動をしてレベルが上がったとコメントさせてもらいました。個別のニーズの高いケースでもかなり踏み込んだ対応をされている。凄くいいと思います。先程お話があったように子育ての部分、いわゆる重い障害を持った児童というのは福祉の世界の中でカバーされているんですが、発達障害、軽い発達障害とか、障害がなくてもなかなか学校に行けないとか、そういう子ども達、ボーダーの子ども達がたくさんいる。こういう子ども達が一歩を踏み外すと色々な悪い方向に行ってしまう部分がある。子どもだけの話じゃなくて、家族が崩壊してて、本人は正常なんだけれども、そのことによって凄く大変な状況になっているというケース。私はある団体のボランティアをさせてもらって、そういうケースをたくさん見ているんです。ですから、大変お忙しいとは思うんですけれども、今、仰ったように個別のケース会議とかそういうものが、勿論、相談機関との話は必要ですけれども、そういうところにできるだけ時間が許せば出ていただいて、こういう問題も

あるんだというのを把握いただくことも、次のステップにはいいことだと思いますので、宜し くお願いします。

- ○委員 私は民生児童委員をしておりまして、それでコーディネーターさんと最初できた頃に遠慮してたんですね。「なかなか相談しても大変だろうな」と、そういう気持ちでいたんです。今はもう 10 年近くなりましたら、なんでもかんでもコーディネーターに相談するような雰囲気になっております。ですから子どもの問題から障害者の問題、それから大人の問題、いろんな問題をたぶん抱え込んでいると思います。そうするとヤングケアラー問題もいっぱい出てきているんじゃないかという気がしますので、それに関しましたら、この計画の中には、子どもの関するものが何も出ていないので、それを出すような形で計画を持ってもらった方がいいんじゃないかなと思います。感想です。
- ○会長 ありがとうございます。ほかに如何でしょうか。宜しいでしょうか。確かに社会福祉法人や施設が地域福祉推進のためのこれからは有力な役割を果たしていただけるんではないかなと。「何でも相談にのります」という旗を立てているやり方だけだとほとんど動かないんですよね。どこの市でもやっているんですが。だからもっと、どうしたらそれができるのかということを一緒に考えていくこと、力を出していくことが大事なのではないかと思います。ありがとうございました。地域福祉コーディネーターは非常に大きな役割を果たしてこられていると思いますが、これからますます重要になと思います。ここで地域福祉コーディネーター事業についての報告と議論は終わりにしたいと思います。最後の議題で、その他連絡事項です。

議題 6 その他事務連絡

○事務局(市) 事務連絡に入る前に1点だけ今後の進め方のところです。本日は共通の理念のところで様々なご意見をいただきましてありがとうございました。こちらについては、冒頭の事務局からの説明の通り、福祉3計画のそれぞれの会議体でも同じ内容を議論していくことになります。それぞれの委員会で当事者であったり、利用者、もしくは市民目線から様々なご意見がございますので、それらを含めて、また調整をしながら進めていくということになりますので、その点ご理解いただければと思っております。

共通の将来像については、「誰一人取り残さない」「取り残されない」という用語の使い方で様々な意見をいただいたところです。それについては基本構想、既に策定済みのものでございますが、こちらの方も市民参加で策定した標語をそのまま使うというところでご提案しておりますが、今後も障害や高齢などの策定委員会を踏まえて、そのまま使っていくのか、もしくは違った方法で表現していくのかという観点がありますので、その点も留意しながら、またご検討の方を進めていただければと思っております。

○事務局(市) 事務連絡を 3 点させていただきます。先ずは議事録の確認のお願いです。昨年度同様、議事録を作成次第、皆様の方に確認のデータをお渡しさせていただきますので、確認をお願いいたします。次にご意見シートについてです。本日お渡ししておりますご意見シートにつきましては、今回ご説明をさせていただきました基本理念の案についてですとか、何かコーディネーターの活動についてなどご意見がありましたら、こちらへお寄せいただければと思います。締め切りは 6 月 2 日金曜日とさせていただきますので、宜しくお願いいたします。次

に次回の日程についてです。本日,資料 1 という形で今年度の地域福祉推進会議の資料など,開始日時等を示めさせていただいております。この中で第 2 回,第 3 回というのがもう既に日程が決まっておりますので,そちらの方をご覧いただきまして,ご予定していただけると大変助かります。第 2 回は 6 月 22 日,第 3 回が 7 月 21 日を予定しておりますので宜しくお願いいたします。第 4 回以降につきましても日程が決まり次第,皆様の方に共有をさせていただきますので,宜しくお願いいたします。

それに加えまして、会議の参加方法についてお願いがございます。今年度の会議につきましては、新型コロナウイルスの感染症法の分類が5類に引下げられたことから、今までと変更し、原則、会場参加でお願いしたいと思っております。理由は、計画の策定が中心の議題となることから、活発な議論によりたくさんのご意見をいただきたいということと、資料の種類が今後増えてくるというところがありまして、できる限り会場参加でお願いできればと思います。ただ、業務の都合ですとか、あとは体調面のこと、オンライン参加の利便性というのもありますので、引き続き、併用方式をとっていくつもりではありますが、できる限りということで御協力いただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございました。何か最後にご意見ございますか。宜しいでしょうか。予定よりちょっと時間が過ぎましたが、それでは、第1回地域福祉推進会議をこれで終了します。ありがとうございました。